

答 申 書 附 属 資 料

(案)

池田市上下水道事業経営審議会

目 次

1. 経営戦略の改定に向けての経営課題と対応	1
2. 水道料金・下水道使用料の改定について（総括）	4
3. 水道料金の改定についての基本的な考え方	6
4. 下水道使用料の改定についての基本的な考え方	10
5. 経営戦略の取組を推進するにあたり今後配慮すべき事項	13

資料

- ◆池田市上下水道事業経営審議会経過
- ◆池田市上下水道事業経営審議会委員名簿
- ◆池田市上下水道事業経営審議会規程
- ◆諮問書（写）

1. 経営戦略の改定に向けての経営課題と対応

(1) 経営戦略の改定理由

今回の経営戦略改定については、総務省通知「経営戦略策定・改定ガイドライン」の中で、経営戦略は進捗管理を行うとともに3～5年毎に改定していく必要があるとされており、平成29年度に策定した池田市上下水道事業経営戦略について、戦略の実行状況、計画と実績の乖離等について分析を行い、審議会における客観的な検証を経て、改定を行うもの。

策定時には想定していなかった、豊能町送水量の減少や、大口使用者の地下水移行に伴う使用水量減少や、新型コロナウイルス感染拡大による減収など事業収支に大きく影響する社会情勢の変動を鑑み、事業の収支計画を見直し、更なる効率的な事業運営をめざして見直しを行うこととする。

(2) 経営戦略目標の達成状況

経営戦略目標については、達成に向けた様々な取り組みが実施されている。

・投資目標

①中長期的な更新費用の平準化及び延命化

高度経済成長期の急激な人口増加に伴い整備された資産が一斉に更新時期を迎えることが想定されており、限られた財源の中で更新投資を行っていくため、更新費用の平準化や延命化を行うことが課題となっており、法定耐用年数ではなく、実耐用年数に応じた更新を行っている。

水道事業では、実耐用年数・優先度の見直しや、デフレーターを用いた実質額への変換を行い、最新の工事単価を考慮した更新単価への更新を実施、下水道事業では、実耐用年数の見直し、健全度・緊急度の観点から対象事業の再整理・デフレーターによる実勢価格の見直しを実施し、必要な費用の積算、安全安心なサービスの提供を維持していくための効率的な事業運営を行っている。

広域化への検討については、水道事業では、将来的な府域一水道が掲げられ、令和6年度までに大阪広域水道企業団に14団体が統合予定であるが、池田市においては、施設・経営・人材の状況を鑑みると、現時点では統合するメリットが少ないため、今後も現有施設を活用しながら、効率化を図り、健全経営に努め、企業団統合時期については状況を見て判断していくこととする。下水道事業については、これまで池田市下水処理場の猪名川流域下水道原田処理場への統合を検討してきた。当面は池田市下水処理場での下水処理を継続していくが、国の方針としては、下水

道事業の広域化・共同化の推進が実施されているため、財政措置についても注視していくこととする。

②水道事業有収率 95%の達成

水道事業において、有収率は従来 90%前後で推移していたが、平成 27 年度に策定した有収率向上の計画書に基づき、95%の達成を目標とし、老朽管の更新に取り組んできた。その結果、達成目標年次より 3 年早い、令和元年度に 95%を達成することができた。

今後も効果的な漏水調査及び修繕に努め、有収率の維持に努める。

③その他のコスト縮減、業務効率化

安全面・コスト面を検証した直営・委託の棲み分けや、給水区域の統廃合による配水池の休止などを実施しており、今後も様々な経営努力を実施していく。

・財源目標

①中長期的な財政運営に必要な資金の確保

投資にかかる財源に加え、災害時緊急時の対応等、財政運営上必要な資金を確保するために、適切な財源構成を検討し、水道料金・下水道使用料改定に至るまでに、その他財源の最大限の確保を行うこととする。補助金等については、補助対象や採択要件を注視し、水道事業については平成 30 年度より採択要件を満たしたことから、対象事業について府補助金を活用し財源を確保している。今後は、採択要件の一つである料金回収率の改善課題があり、今後の動向に注視して、確保に努めることとする。下水道事業については、従来に引き続き、計画に基づき国庫補助金を確保して、老朽化対策に取り組んでいく。

また、会計間の費用負担の整理や、一般会計繰入金について、総務省が定める繰出基準 100%の繰入要求を継続して行う。

内部留保資金の考え方については、災害時等緊急時の対応分（営業収益の 4 か月分）を最低限確保額とし、併せて今後の更新需要の増大に備えた額を確保するものとする。

水道事業の企業債発行の考え方については、現行の経営戦略では更新に伴う資金の減少に対応するため、平成 30 年度から事業費の 3/4、令和 5 年度より事業費の全額としていたが、直近の資金の状況を勘案し、資金残高と企業債残高のバランスに配慮し、経営戦略後期の令和 5 年度から令和 9 年度にかけては事業費の 3/4

と据え置き、企業債残高の増加の抑制を行う。

下水道事業の企業債発行の考え方については、今回は従来通り、事業費から国庫補助金を差し引いた全額を発行することとし、令和3年度からの地方財政措置変更に伴う影響を注視し、将来的な充当率を検討することとする。

②経営戦略最終年度（令和9年度）における損益黒字の確保

投資目標・財源目標を達成するためには、水道料金5%、下水道使用料20%の改定が必要となる。

水道事業においては、令和5年度の口径別料金体系への変更に伴い、結果として水道料金全体で5%の増加となることに伴い、達成できる見込み。なお、損益黒字を計上できない場合、十分な資金の確保ができず、企業債の償還に充てる財源が不足することとなるため、さらなる経営改善が必要となる。

下水道事業においては、現行の経営戦略では下水道使用料10%の改定を仮定していた。20%となる理由については、これまで施設の早期整備や、維持管理費用の削減等により費用が安価に抑えられてきたが、今後は更新・耐震化等に伴う費用が一定かかることに加え、経営戦略策定時には想定していなかった、社会情勢の変動による大口使用者等の収益の減少傾向を踏まえたものである。

2. 水道料金・下水道使用料の改定について（総括）

池田市の水道料金、下水道使用料は、合理的な水需要を促し、少量使用者の料金負担に配慮するため逡増度を高めに設定してきたことから、大口使用者の使用量の動向が経営に大きな影響を与えている。

また、水道料金について、用途別料金体系では、基本料金が一律であるため、大口使用者の固定費部分（給水量の多少にかかわらず施設の維持管理や更新に必要な経費）の回収が困難な状況である。

これら課題の対応策として、水道料金の総括原価の考え方をベースとした口径別料金体系への変更、水道料金・下水道使用料の基本料金の見直し、逡増度の緩和を図ることで固定費の回収割合を増やすことが挙げられる。

（1）水道料金の改定について

水道料金については、値上げ改定は、平成5年11月に実施して以降行っていない。

平成26年1月（平成25年度）にメーター料の改定と併せて平均改定率▲1.45%の改定を実施、以降は消費税率の改正対応を除き、改定されていない。

平成29年度に策定された現行の経営戦略において、令和5年度に5%の改定を仮定することで、財源目標である計画期間最終年度の令和9年度における損益黒字の確保、資金の確保が見込まれていた。

しかし、計画策定以降、給水収益について、豊能町の大阪広域水道企業団への統合や社会情勢の変動等による大口使用者の使用水量減少という想定していなかった状況が発生しており、今後、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や更新に伴う減価償却費、支払利息の発生が見込まれる中、適切な財源確保が必要となる。

よって、健全な経営をしていくためには、料金体系の変更を含めた適切な料金のあり方を検討することが不可欠であり、固定費の回収のため、基本料金及び超過料金の見直しを行うべきである。具体的には、用途別料金体系から口径別料金体系への見直しを行う必要がある。

（2）下水道使用料の改定について

下水道使用料については、水道料金と同様に平成26年1月（平成25年度）に平均改定率20.5%の改定が行われているが、それ以降は消費税率の改正対応を除き、改定されておらず、現在でも大阪府内で2番目に低い状況にある。

平成29年度に策定された現行の経営戦略において、令和5年度に10%の改

定を仮定することで、財源目標である計画期間最終年度である令和9年度における損益黒字の確保、資金の確保が見込まれていた。

平成26年度の使用料改定により、損益黒字が確保されていたが、計画策定以降、社会情勢の変動等による大口使用者の使用水量減少により下水道使用料が大幅な減少傾向にあり、今後、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や更新に伴う減価償却費、支払利息の発生が見込まれる中、経営状況はより厳しくなっている。

そのため、現行の経営戦略策定時に仮定されていた平均改定率10%の使用料改定では純利益の計上が難しい状況となった。

よって、令和5年度の改定率を20%とし、経営戦略最終年度（令和9年度）の損益黒字の確保・内部留保資金の確保をめざす必要がある。

3. 水道料金の改定についての基本的な考え方

(1) 水道料金の適正化

① 基本料金の改定

水道料金について、基本料金収入の割合を高め、安定的な企業経営を行いやすくするためにも、基本料金について、用途別料金から口径別料金への変更を行い、費用負担の公平性と料金体系の明確性を確保することが適当である。

また、メーター料については、今後は基本料金に含めることが適当である。

【図表 3 - 1】基本料金の改定案

(単位：円/月)							(単位：円/月)	
料金体系	ランク	口径 (mm)	現行	改定	差額	改定率	現行メーター料	メーター料
基本料金	I (~8㎡)	13	710	800	90	12.7%	13	50
		20		800	90	12.7%	20	50
		25		1,000	290	40.8%	25	70
		30		3,000	2,290	322.5%	30	200
		40		4,000	3,290	463.4%	40	300
		50		8,000	7,290	1026.8%	50	2,000
		75		30,000	29,290	4125.4%	75	2,300
		100		100,000	99,290	13984.5%	100	3,000
		150		400,000	399,290	56238.0%	150	12,000
		250		650,000	649,290	91449.3%	250	12,000

② 超過料金の改定

超過料金については、基本料金の値上げの一方で、最高単価の引き下げを行い、逓増度の緩和を行うことが適当である。その結果、少量使用者への配慮と逓増度の緩和のバランスをとることが可能となる。

【図表 3 - 2】超過料金の改定案

(単位：円/月)						
料金体系	ランク	水量	現行	改定	差額	改定率
超過料金 (1㎡につき)	II	9㎡~10㎡	75	75	0	0.0%
	III	11㎡~20㎡	150	155	5	3.3%
	IV	21㎡~30㎡	205	215	10	4.9%
	V	31㎡~40㎡	270	260	▲10	-3.7%
	VI	41㎡~50㎡	315	300	▲15	-4.8%
	VII	51㎡~100㎡	352	330	▲22	-6.3%
	VIII	101㎡~500㎡	361	350	▲11	-3.0%
	IX	501㎡~1000㎡	366	360	▲6	-1.6%
	X	1001㎡以上	371	360	▲11	-3.0%

水道料金の用途別料金体系から口径別料金体系への変更については、水道メーターの口径の大きさにより基本料金を設定することで、基本料金で固定費の回収がしやすく、負担の公平性を確保できる一方で、少量使用者の負担感が大きくなる傾向

がある。

このため、厚生労働省の「水需要の増減に収入が影響されない体系として、使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要」との見解に基づき、今回の改定では体系変更を主として、激変緩和を図るものとする。

改定以降についても、料金回収率、固定費の回収についての改善の必要性や、少量使用者が原価割れとなっている状況があるが、このうち料金回収率については、今回の改定において計画最終年度（令和9年度）の損益黒字を達成した上で、次回以降の改定において改善をめざすものとする。固定費と変動費の割合は近隣市と同様に少量使用者への配慮により3対7程度にとどめていること、少量使用者の原価割れについても近隣市と同様の配慮がなされているが、長期的な課題として、5年毎に費用の精査を踏まえた水道料金の見直しの中で検討していく必要がある。

なお、資産維持費については、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等の原資として内部留保すべき額として、物価上昇・耐震化等これまでの減価償却費による内部留保だけでは不足する分を補うものであるが、池田市においては、平成23年度から令和4年度の施設整備事業にて浄水施設、送水施設の耐震化は実施済みであり、内部留保資金の中で当面の資産維持費分は確保できていることから、今回は日本水道協会の標準資産維持率とされている3%を用いた一律加算は行わないこととする。

（2）純損益・資金と企業債の考え方

水道事業の企業債充当率については、現行の経営戦略では、平成30年度より、従来の事業費の1/2から3/4に引き上げ、令和5年度以降は事業費の全額としている。

しかし、今後の企業債充当率については、今回の経営戦略の見直しの中で検討を行い、料金とのバランスを見ながら、営業収益に対する企業債残高の比率を一定限度以内に抑制することが適当である。

現行の経営戦略の場合、内部留保資金は蓄積される一方、企業債残高が増加傾向となるため、企業債充当率を3/4に据え置くことで借入を抑制し、一定の内部留保資金を確保しつつ、企業債残高を抑制することが可能となる。

【図表3-3】起債充当率と純損益、資金、企業債の関係

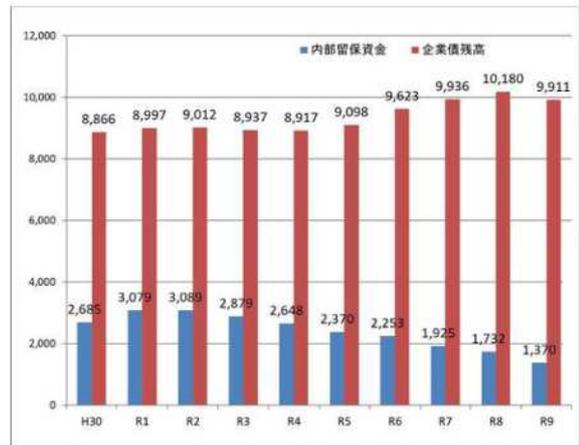
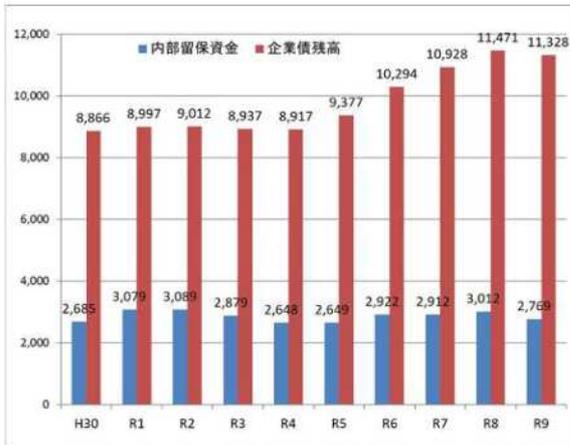
水道事業会計 R5～R9 起債充当率100%（現行経営戦略）

※施設整備事業の全額を借り入れる場合



水道事業会計 R5～R9 起債充当率75%とした場合

※施設整備事業の75%を借り入れる場合



(3) 料金改定後の状況

改定案を基にした試算では、経営戦略の目標とする令和9年度の黒字は確保できる見込みである。また、経常収支比率も令和9年度まで100%を超える見込みであるが、料金回収率については、引き続き100%を下回る見込みである。

料金回収率が100%を下回る場合、大阪府の補助金の採択要件を満たさなくなるが、今回の料金改定の主眼は、用途別料金から口径別料金への体系変更であり、料金回収率の改善は5年後（令和10年度）の料金改定における課題とする。

【図表 3 - 4】料金回収率の推移



4. 下水道使用料の改定についての基本的な考え方

(1) 下水道使用料の適正化

下水道使用料について、全体では20%の改定率が適当であるが、基本料金及びランクⅩ（水量1,001m³以上）の超過料金については、15%程度の改定率とすることで、単価格差を据え置くことが適当である。

また、ランクⅡ（水量9～10m³）以上の超過料金については、22%～25%程度の改定率とすることで、使用水量に応じた負担を求めることが適当である。

なお、基本水量については、8m³/月で据え置くことが適当である。

【図表4-1】下水道使用料の改定案

(単位：円/月)

料金体系	ランク	水量	現行	改定	差額	改定率
基本料金	I	0m ³ ～8m ³	470	540	70	14.9%
超過料金 (1m ³ につき)	II	9m ³ ～10m ³	35	43	8	22.9%
	III	11m ³ ～20m ³	69	86	17	24.6%
	IV	21m ³ ～30m ³	85	105	20	23.5%
	V	31m ³ ～40m ³	103	127	24	23.3%
	VI	41m ³ ～50m ³	123	152	29	23.6%
	VII	51m ³ ～100m ³	139	172	33	23.7%
	VIII	101m ³ ～500m ³	163	202	39	23.9%
	IX	501m ³ ～1000m ³	188	233	45	23.9%
	X	1001m ³ 以上	206	237	31	15.0%

下水道使用料20%の改定については、これまで施設の早期整備や、維持管理費用の削減等により費用が抑えられてきたが、今後は更新・耐震化等に伴う費用が一定かかること、また、社会情勢の変動による大口使用者等の収益の減少傾向を踏まえたものである。今回の改定により、経費回収率は改善される見込みである。但し、水道事業と同様に、改定後においては、固定費回収、少量使用者の原価割れの改善については、長期的な課題として5年毎に費用の精査を踏まえた下水道使用料の見直しの中で検討していく必要がある。

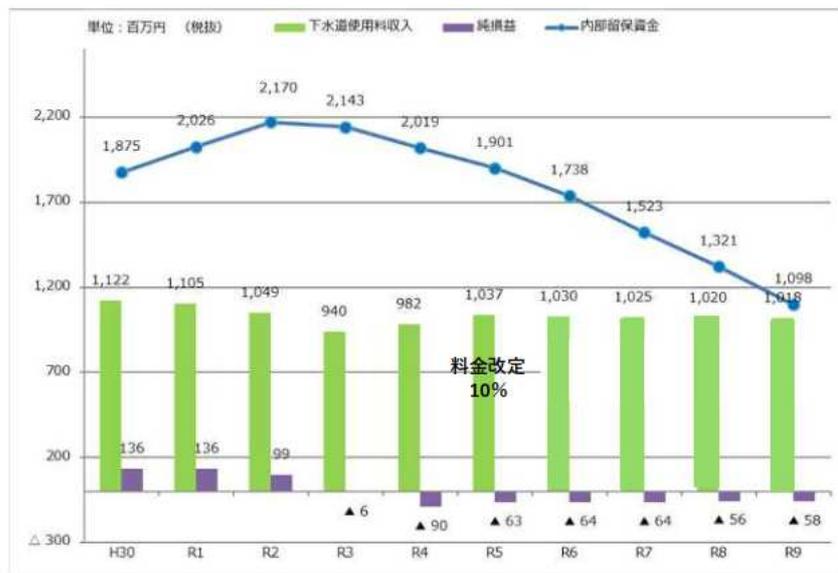
なお、資産維持費については、下水道事業においても、日本下水道協会で水道事業と同様の定義がされているが、標準の率は示されていない。池田市においては、内部留保資金の中で当面の資産維持費分は確保できていることから、今回は加算を行わないこととする。但し、今後、地方財政措置の変更に伴う企業債充当率の検討を行う際に、資産維持費についても併せて検討することとする。

(2) 純損益・資金と企業債の考え方

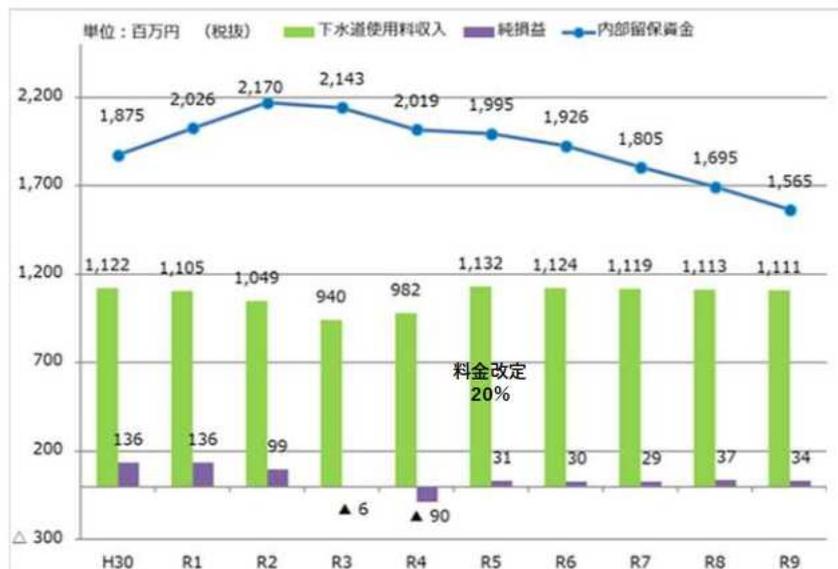
下水道事業の企業債については、元利償還金について交付税措置があるため、事業費から国庫補助金を除いた全額を発行する方針である。令和3年度からの地方財政措置変更に伴う影響を注視し、営業収益に対する企業債残高の比率を一定限度以内に抑制していくことが適当である。

【図表4-2】財政の現状と将来予測（下水道）

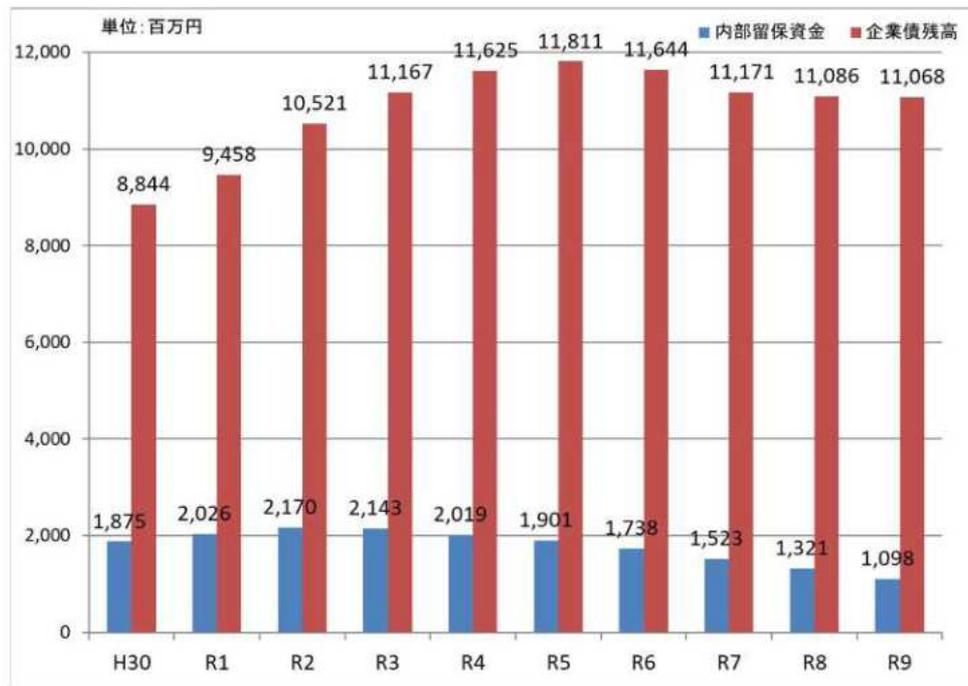
現
行
の
経
営
戦
略



改
定
案



【図表4-3】企業債残高の推移（下水道）



(3) 料金改定後の状況

改定案を基にした試算では、経営戦略の目標とする令和9年度における損益黒字の確保、内部留保資金の確保は可能となる見込みである。

一方、少量使用者は原価割れの状況が続いており、5年毎の下水道使用料見直しにおける課題とする。

5. 経営戦略の取組を推進するにあたり今後配慮すべき事項

(1) 地方公営企業の使命を果たしていく上で配慮すべき事項

上下水道事業は、地方公営企業として経済性及び公共性が求められ、ライフラインとしての安全性を堅持し、将来にわたって安定的に事業を継続していくことが使命である。自然災害の激甚化・頻発化への対応を進めるにあたり、今後の水需要を踏まえた効率的な事業運営を行うこと。

また、上下水道事業としてどのような取り組みを行っているのか、わかりやすい広報を定期的に発信し、市民（使用者）の理解向上に努めること。

(2) 国の動向や、社会経済情勢により、今後、弾力的に対応すべき事項

今後の物価上昇が懸念される中、今回は直近の物価状況を見据えた計画となっているが、5年後に、乖離した部分について検証し、業務改善と合わせて見直しを図ること。

また、国が推進している広域化・共同化については、池田市においては、施設、経営、人材の状況を勘案し、当面は現状の経営形態で継続する予定としているが、今後、国の動向、他団体の状況を見ながら弾力的に対応できるよう継続的に検討する必要がある。

(3) 財源確保のための料金・使用料改定にあたって考慮すべき事項

今般の料金・使用料改定以後においても、社会情勢の変動等への対応や、過去の料金設定の経緯を踏まえた料金設定の見直し等の課題があるが、激変緩和の観点により、一度に解決できるものではないため、5年毎に検証を行った上で、複数回の改定で徐々に見直しを図ることとする。

財源確保にあたっては、料金・使用料改定の検討に至るまでにその他財源の最大限の確保を図った上で、改定を行われる際は、市民生活に与える影響が大きいため、改めて審議会を開催し、議論されること。

◆ 池田市上下水道事業経営審議会経過

会議区分	開催年月日	審議内容
第1回審議会	令和4年 4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出について ・副会長の選出について ・諮問書の提出について ・上下水道事業の現状と課題について
第2回審議会	令和4年 5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資・財政計画について
第3回審議会	令和4年 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金・下水道使用料の見直しについて
第4回審議会	令和4年 7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金・下水道使用料の見直しについて
第5回審議会	令和4年 8月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・池田市上下水道事業経営戦略の改定について
第6回審議会	令和4年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について
答 申	令和4年12月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の提出について

◆ 池田市上下水道事業経営審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	選 出 区 分	肩 書 等
尾 崎 博 彦	学識経験者	弁護士
菊 谷 通 隆	そ の 他	元池田市上下水道事業管理者
国 定 友 博	利 用 者	ダイハツ工業㈱
◎柴 健 次	学識経験者	関西大学大学院会計研究科教授
中 村 一 雄	利 用 者	元上下水道サポーター
○藤 田 祥 子	利 用 者	ノイ・フィールド㈱代表取締役
堀 智 子	学識経験者	公認会計士

◎会長 ○副会長

池田市上下水道事業経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、池田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 経営に関すること。
- (2) その他健全な運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に関し、管理者に意見を述べること。

(組織等)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道及び公共下水道利用者
- (3) その他管理者が適当と認める者

3 委員の任期は、2年以内において管理者が別に定める。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、審議会に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部経営企画課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に開催される審議会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員により組織された審議会の最初に開催される会議は、管理者が招集する。

◆諮問書（写）

池水経発第7号

令和4年4月21日

池田市上下水道事業経営審議会

会長 柴 健次 様

池田市上下水道事業管理者

増井 文典

池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて（諮問）

池田市上下水道事業経営審議会規程（平成25年池田市上下水道管理規程第1号）第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

○ 池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて

池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて

本市の水道事業は、昭和12年に創設認可を受け、これまでに6次にわたる拡張事業を経て、市勢の伸展に伴う水需要に対応してきました。平成23年度からは、地震などの自然災害においても、安全・安心な水道水を安定して供給するため、上水道施設整備計画のもと、浄水場施設や水道管の耐震・更新を行っています。

また、公共下水道事業は、昭和28年に厚生省の築造許可を取得し、その後逐次計画区域の拡充を図り、良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全に取り組んできました。平成26年度末で下水道計画区域内普及率は100%となり、現在、下水処理場施設や下水道管の耐震・更新を行うとともに、浸水被害軽減対策として雨水管の整備を行っています。

近年、市民の節水意識の高まり、節水機器の普及、加えて大口使用者の使用水量の減少により、水需要が減少し、料金収入が減少しています。一方では、施設の更新需要が増加し、多額の事業費が必要となっています。

このような中、将来にわたって事業を継続していくため、平成23年度に「池田市上下水道ビジョン」、平成29年度に「池田市上下水道事業経営戦略」を策定いたしました。

平成26年1月には、料金改定を実施し収益の確保を行うとともに業務の効率化により費用の削減を行うなど、事業経営の健全化に取り組み、経営戦略策定以降も、水道事業及び公共下水道事業とも純利益を計上しています。

しかしながら、大口使用者の使用量の減少が生じるなど、今後も水需要の増加は見込めず、施設の維持管理経費についても社会情勢の変動等により増加傾向であり、また、自然災害の激甚化・頻発化への対応など上下水道を取り巻く環境はさらに厳しいものになることは確実です。

平成29年度に策定した経営戦略では、令和5年度に水道料金・下水道使用料の

改定を見込んで策定しておりますが、経営戦略策定後の状況に対処し、計画的・効率的な経営を行っていくため、中長期的な視点に立った、経営戦略の定期的な見直しを行う必要があります。

つきましては、適切な料金体系への変更、水道料金・下水道使用料の改定を含めた上下水道事業経営戦略（改定版）を策定するにあたり、上下水道事業経営審議会を開催し、貴審議会に意見を求めるものです。